

東京都離島住民航空割引カードの交付について

東京都離島住民航空割引カードとは（以下、「島民割引カード」とする。

大島町が発行するカードで、新中央航空および東京愛らんどシャトル利用時において、島民割引を受けるために必要となります。

- 発行手数料・・・無料
- 発行にかかる日数・・・住民記録の確認を要するため、申請先や混雑具合によって受け取りまで数日かかる場合があります。
注：土・日・祝日や年末年始等の閉庁日を挟むと発行に時間がかかりますのでご了承ください。
- 島民割引対象者・・・大島町に住民登録をしている方（大島町に住民票がある方）
- 申請書等の提出先・・・場所：大島町役場住民課および各出張所
時間：平日の午前8時30分～午後5時15分まで
- 申請書等・・・大島町HPよりダウンロードもしくは住民課・各出張所窓口にて配布
- 島民割引カードの発行申請に必要なもの・・・1枚（1人分発行するのに次のもの一式が全て必要です。）
 - ①東京都離島住民航空カード交付申請書（第1号様式）
 - ②証明写真（顔写真、縦30mm横25mm。背景無地、無帽で6ヶ月以内に撮影されたもの）
※証明写真の規定については裏面を必ずご確認ください。
規定に沿わないものについてはお受け取り出来ませんのでご注意ください。
 - ③本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）
 - ④更新の場合は現在お持ちの島民割引カード
 - ⑤代理による申請の場合のみ、委任状（第2号様式）
※ただし、中学生以下、高齢者等自ら申請書を記載する事が出来ない場合は、住民票等により同居確認をし、委任状を省略する事が出来ます。
 - ⑥島民割引カードの交付を郵送で希望する場合は、切手を添付し、郵送先を記入した送付用の封筒（同一世帯で複数枚交付する場合は1枚で構いません。）
注：④⑤⑥については該当する方のみとなりますのでご注意ください。
- 島民割引カードの有効期限・・・発行年月日から2年後



必ず裏面の「よくある質問」と「証明写真の規定」を確認（了承）のうえ申請してください。

【よくある質問】

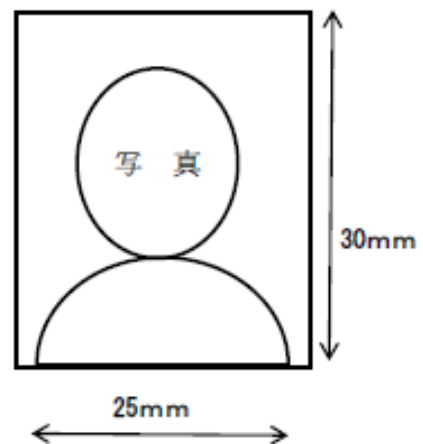
- Q. 申請日当日に島民割引カードを利用したいのですが当日発行は可能ですか？
- A. 可能ですが、申請書提出先や申請窓口の混雑具合で当日発行出来ない場合がございますのでご利用日当日ではなく余裕をもった申請をお願いいたします。
- Q. 申請者本人でなくても申請・受け取りは可能ですか？
- A. 可能です。ただし委任状や確認書類が必要となりますのでご注意ください。
- Q. 住民登録が無くなって（転出後）も使用可能ですか？
- A. 使用出来ませんのでご返却ください。ただし、転出予定日にご利用される場合は航路受付カウンターへご返却ください。

別表 1

離島住民割引カード 証明写真規定

【証明写真として適切なもの】

- ① サイズ 30mm×25mmに顔が入るもの。
※余白はカットします。
- ② 6ヶ月以内に撮影したもの。
- ③ 正面上半身、無帽、無背景。
- ④ 白黒、カラーいずれも可。
- ⑤ 申請者本人のみを撮影したもの。
- ⑥ 容易に人物を特定できるもの。



【証明写真として不適切なもの】

- ① サイズが大きすぎる又は小さすぎるもの。
- ② 撮影から6ヶ月以上経過したもの
- ③ 背景があるもの。
- ④ 正面を向いていないもの。
- ⑤ 容易に人物を特定できないもの。
- ⑥ 帽子やヘアバンド等により頭部が隠れているもの。
- ⑦ 平常の顔貌と著しく異なるもの。
- ⑧ サングラスや前髪等で目元が隠れているもの。
- ⑨ 顔や頭の輪郭が隠れる装飾品等があるもの（マスク、ヘッドホン等）
- ⑩ 背景と同化し人物が特定しづらいもの。
- ⑪ 変色している又は傷や汚れが目立つもの。
- ⑫ 眼鏡のレンズに光が反射していないもの。
- ⑬ 写真のコピー（非写真用紙使用のもの、普通用紙等に印刷したもの）

証明写真として不適切なものについては適切なものの再提出を求める。